

市民・団体・事業所ヒアリングについて（案）

1 目的

ながふく障がい者プラン中の「第3次障がい者基本計画」には基本理念、3つの基本目標、14の重点施策と56のその他の施策が定められている。策定から3年経過するため、70の施策について現状に即しているか、新たに追加すべき施策がないか検討する必要がある。

2 ヒアリング実施概要（案）

(1) 日時・回数

平成29年8月下旬から10月上旬までに2回程度

(2) 場所

長久手市役所 会議室等

(3) 参加者 計20～50名程度

ア 「市民による計画作り」応募者20名程度

イ 団体（当事者団体、福祉関係ボランティア団体、大学等）

ウ 事業者（障害福祉サービス提供事業所等）

(4) 協議内容

重点施策やすでに計画に定められている個別の施策について協議するのではなく、「長久手市が障がいのある人にとって暮らしやすい街になるために必要なこと」等、大きいテーマを設定し、長久手市における課題やその解決策の洗い出しを行う。

3 計画書案への反映方法

新たな施策、すでに定められているが方向性が多少異なる施策は、取り組むべき施策として計画に取り入れるか否かを計画策定部会で協議する。ヒアリングや計画策定部会での検討結果によっては、重点施策の追加、変更等も考えられる。